

山形県立山形養護学校高等部に関するQ&A

Q 山形養護学校ではどんな人が学習していますか。

A 山形養護学校は、病弱者を対象とする特別支援学校です。したがって、病気のある人が、学習しています。

Q どの位の病気の程度の人が学習していますか。

A 特別支援学校(病弱)が対象とする障がい(病気)の程度は、学校教育法施行令第22条3に次のように示されています。

- 一 慢性疾患、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び精神疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

Q どのような障がい(病気)の人が入れますか。

A 文部科学省では、令和3年6月30日に「障害のある子供の教育支援の手引き ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を出しています。その中のP.195～214に、対象となる疾患名として、①悪性新生物、②腎臓病、③気管支喘息(ぜんそく)、④心臓病、⑤糖尿病、⑥血友病、⑦アレルギー疾患、⑧てんかん、⑨筋ジストロフィー、⑩整形外科的疾患、⑪肥満(症)、⑫心身症、⑬うつ病等の精神疾患、⑭重症心身障害、⑮その他、が挙げられています。発達障がいのある方が本校を希望される場合がありますが、⑬うつ病等の精神疾患には、「発達障害の子供は、それだけでは特別支援学校(病弱)の対象ではない。」とあります。

Q どのような学習をしていますか。

A 通常の高等学校の学習を行う単一障がい学級、病弱と知的障がいのある人が学習する重複障がい学級、病状から学校に登校しての学習が困難な人が学習する訪問教育があります。本校のホームページにそれぞれの教育課程についての説明を載せていますのでご覧ください。

Q 知的障がいのある人は入れますか。

A 校名に養護学校とあるので、知的障がいのある人の入る学校と思われることがありますが、病気がある人でなければ入れません。

Q 中学校の特別支援学級(知的障がい)に在籍していますが、病気もあります。このような場合、知的障がいと病弱のどちらの特別支援学校が対象になりますか。

A 主たる障がい、知的障がいと病弱のどちらにあるかによって受検する特別支援学校が決まります。中学校で知的障がいの特別支援学級に在籍している場合、病気があっても主たる障がいは知的障がいとされていることとなりますので、通常は知的障がいの特別支援学校が対象となります。

Q 山形養護学校高等部での学習に向いている人は、どんな人ですか。

A 単一障がい学級の場合、高等学校の内容を高等学校の教科書を使って学習します。したがって、中学校までの学習内容をしっかり理解していることが必要です。また、通常の高等学校と同様に、進級や卒業には各教科等の単位を取得することとなります。単位取得には、各

教科等の授業時数の2分の1以上の出席が必要になりますので、できるだけ学校を休まずに授業に出席することも必要になります。授業は学級単位で行われ、教科や領域によっては高等部全体で行われますので、集団での学習ができることも必要になります。

重複障がい学級の場合は、進級や卒業には授業日数の2分の1以上の出席が必要になり、単一障がい学級と同様に集団での学習ができることも必要になります。

以上をまとめると、中学校（中学部）において学習に対する意欲があり、教室で他の生徒と一緒にできるだけ休まずに学習ができる人が本校高等部での学習に向いている人になります。

Q 通学方法について教えてください。

A 本校には寄宿舎がありませんので家庭から通学することになります。

通学するときの登校時間は、毎朝 8:20～8:30 です。登校後の安全確保や新型コロナウイルス感染症のチェックのため、8:20 より前に登校することはできません。下校時刻は、15:25（水曜日は 14:10）です。長期休業の前後や、行事のある日は登下校時刻が変更になることがあります。

生徒が単独で通学するには、校長の許可が必要です。主治医が認めていて安全に登校できることが条件になります。

本校の隣にある山形病院に入院している場合、山形病院から通学することができます。訪問教育であれば教員が訪問することができます。ただし、現在は新型コロナウイルス感染防止対策のため、病院と学校との行き来が制限されています。

Q 職員に看護師がいますが、病気の状態を看護師がみってくれるのですか。

A 本校の看護師は、医療的ケアをするために配置されていますので、在籍生徒の病気の状態をみたり看護をしたりすることはできません。通常の学校と同様に、登校後に学習の継続が難しくなった時には、保護者に連絡しますので通院して適切な治療を受けてください。

Q 高等部に入学するにはどうすればよいのですか。

A まず、本校の高等部についてよく知ることが大切です。本校を見学をしたことがない場合には①見学してください。また、②入学者選考説明会において説明しますので必ず参加してください。この説明会においても説明がありますが、③進路等教育相談を必ず受けていただきます。進路等教育相談を通して、病気の種類や程度が本校に該当するかどうか判断させていただきます。本校での学習が適切でないと思われる場合には、他の進路をお勧めする場合があります。進路等教育相談の結果、病状が本校に該当すると判断された方は本校への受検が可能になります。①②③を行ったうえで入学願書等の書類を提出し、入学者選考を受検し合格すると入学できます。

Q 中学校ではどんな進路学習をすればいいのですか。

A 障がい（病気）のある人の進路は特別支援学校がすべてではありません。高等部は義務教育ではありませんので、例えば通信制の高等学校や、通級制度のある高等学校、病気のある人への支援ができる福祉的事業所等に進むことも選択肢となります。見学等を行い、複数の選択肢から本人に合っている進路はどこなのかを検討してください。